１．件名：日本原燃株式会社ウラン濃縮工場における遠心分離機への六フッ化ウランの供給停止についての面談

２．日時：令和６年２月６日(火)　１６時０５分～１７時０５分

３．場所：テレビ会議

４．出席者：

原子力規制庁

長官官房　総務課　事故対処室

有田係長

原子力規制部　検査グループ　核燃料施設等監視部門

平野主任監視指導官

六ヶ所原子力規制事務所

皆川所長、山神原子力運転検査官

日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）

濃縮運転部長、他４名

５．要旨

（１）原子力規制庁は、日本原燃より、２月５日に発生したウラン濃縮工場の遠心分離機への六フッ化ウランの供給停止について、配付資料に沿って、説明を受けた。

（２）原子力規制庁から主に以下を指摘した。

○　濃縮度測定装置がA号機、B号機ともに機能喪失しているが、他に、濃縮度を測定する方法はあるのか。六フッ化ウランの濃縮度は制限値を逸脱していないか。

○　生産運転開始前の濃縮度測定装置の点検において、測定精度のしきい値はずれは発生していないか。

（３）日本原燃から、主に以下の回答があった。

○　カスケードの運転条件から濃縮度を算出することができ、制限値を逸脱していないことを確認している。

○　直近の点検においては、A号機、B号機ともに測定精度のしきい値はずれは発生していない。

（４）原子力規制庁から、以下の通り指摘した。

○　濃縮度測定シーケンスについて、資料の記載が不足しているので、関連する配管や弁の配置、起動条件等を整理して、改めて説明すること。

○　A号機の測定精度のしきい値はずれについては、過去にも同様の事象が発生しているものの、直近の点検で発生していないことも考慮して、引き続き、原因を調査すること。

○　B号機の導入圧力不足については、過去に同様の事例がないことも考慮して、引き続き、原因を調査すること。

○　これらの原因調査の結果を踏まえて、改めて、法令報告事象に該当する

かを判断すること。

（５）日本原燃から、後日、改めて説明する旨回答があった。

６．配付資料

「機器の故障によるカスケード設備内の UF6 排気事象に係る補足説明について」